

ご意見	ご意見に対する回答
<p>・ 獣医療法施行規則第 24 条第 1 項に「家畜伝染病予防法第 3 条の 2 第 1 項に規定する特定家畜伝染病に対する予防的ワクチンを接種することについて、都道府県知事の認定を受けた獣医師であること。」を追加する。</p> <p>(理由) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針において、豚熱の予防的ワクチン接種に係る知事認定獣医師制度が創設されたことに伴うものであり、趣旨は、現行の獣医療法施行規則第 24 条第 1 項第 8 号と同じである。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。</p> <p>今回の改正で、「都道府県知事の認定を受けた獣医師」については、「獣医師の役職及び略歴に関すること。」として広告可能となっています。</p> <p>なお、知事認定獣医師が広告可能となることについては、獣医療広告ガイドライン等へ説明の記載を検討してまいります。</p>
<p>・ 同規則第 24 条第 2 項に「前項第 5 号に掲げる事項を広告する場合にあっては、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号）第 2 条第 1 項に規定する家畜遺伝資源の取扱いに関する説明を併記しなければ広告してはならないこと。」を追加する。</p> <p>(理由) 家畜遺伝資源に該当する受精卵については、その不正な流通を防止するため当該家畜遺伝資源の生産事業者により使用者の範囲や使用目的に制限が付されており、これを扱う獣医師は、法令に基づき適正に業務を実施する責務があるため。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。</p> <p>「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号）」は、獣医師が法令に基づき適正に業務を実施する責務が発生するものであり、獣医療に関する広告制限の趣旨である「誇大な広告等により飼育者等が惑わされ、不測の被害を受けることを防止する」ものに馴染まないため追加しません。</p> <p>なお、獣医師が遵守すべき事項として、獣医療広告ガイドライン等へ説明の記載を検討してまいります。</p>